

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求めることに関して、別紙のとおり意見書案を提出する。

令和3年11月8日

旭川市議会
議長 中川明雄様

提出者 旭川市議会議員

蝦名 やすのぶ

松田 ひろし

のむらパターソン和孝

松田 たくや

江川 あや

上村 ゆうじ

塩尻 英明

福居 秀雄

高橋 紀博

安田 佳正

高木 ひろたか

高見 一典

高橋 ひでとし

白鳥 秀樹

菅原 範明

宮本 儔

佐藤 さだお

えびな 信幸

品田 ときえ

杉山 允孝

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

新型コロナウイルス感染症のまん延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災，雇用の確保，地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか，医療・介護，子育てを始めとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められている。

その財源確保のため，地方税制の充実確保が強く望まれる。

よって，国においては，令和4年度地方税制改正に向け，次の事項を確実に実現されるよう強く要望する。

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については，「経済財政運営と改革の基本方針2021」において，令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが，急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ，他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう，十分な総額を確保すること。
- 2 固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であるため，制度の根幹に影響する見直しは，土地・家屋・償却資産を問わず，断じて行わないこと。特に，緊急経済対策として講じた特例措置は，臨時かつ異例の措置として，やむを得ないものであったが，本来は国庫補助金などにより対応すべきものであることから，今回限りの措置とし，期限の到来をもって確実に終了させること。
- 3 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には，その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

旭 川 市 議 会